

労働安全衛生関係法令における石綿セメント管更新工事に関する条文一覧

(平成 18 年 9 月 1 日改正)

【石綿障害予防規則等における石綿セメント管更新工事に関する条文一覧】(平成18年9月1日改正)

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。 二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。 三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものとす。 <p>(事業者等の責務)</p> <p>第三条 1項 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようしなければならない。</p> <p>2項 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。</p> <p>3項 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。</p> <p>第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第三章 安全衛生管理体制</p> <p>(作業主任者)</p> <p>第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を終了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。</p> <p>(作業主任者を選任すべき作業)</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下、「石綿等」という。)を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)又は石綿等を試験研究のため製造する作業</p>	

労働安全衛生規則	石綿障害予防規則
<p>第二章 安全衛生管理体制</p> <p>第五節 作業主任者</p> <p>(作業主任者の選任)</p> <p>第十六条 法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行うものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>〈別表第一〉</p> <p>作業の区分：令第六条第二十三号の作業 資格を有する者：石綿作業主任者講習を修了した者 名称：石綿作業主任者</p> <p>(作業主任者の氏名等の周知)</p> <p>第十八条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならぬ。</p>	<p>第一章 総則 (事業者の責務)</p> <p>第一条 1項 事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならない。</p> <p>2項 事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。</p> <p>(定義) 第二条 この省令において「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令(以下、「令」という。)第六条第二十三号に規定する石綿等を言う。</p>

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令
<p>第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (事業者の講ずべき措置等)</p> <p>第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、</p> <p>第二十七条 1項 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二 第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。</p>	

労働安全衛生規則	石綿障害予防規則
	<p>第二章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置</p> <p>第一節 解体等の業務に係る措置</p> <p>(事前調査)</p> <p>第三条 1項 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 建築物又は工作物の解体、破碎等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下、「解体等の作業」という。) <p>(作業計画)</p> <p>第四条 1項 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業 <p>2項 前項の作業計画は次の事項が示されているものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業の方法及び手順 二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法 三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法 <p>3項 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知しなければならない。</p> <p>(石綿等の使用の状況の通知)</p> <p>第八条 第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。</p> <p>(建築物の解体工事等の条件)</p> <p>第九条 第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げないおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。</p> <p>第二節 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に関する措(該当なし)</p> <p>第三節 石綿等を取り扱う業務に係るその他の措置</p> <p>(石綿等の切断等の作業に係る措置)</p> <p>第十三条 1項 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業(次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。)に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業(石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。) 六 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令				
<p>第五章 機械等及び有害物に関する規制</p> <p>第二節 有害物に関する規制</p> <p>(製造等の禁止)</p> <p>第五十五条 黄りんマッチ、ベンジン、ベンジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。</p>	<p>(製造等が禁止される有害物)</p> <p>第十六条 法第五十五条の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>四</td> <td>石綿</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物</td> </tr> </table>	四	石綿	九	第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物
四	石綿				
九	第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物				
<p>第六章 労働者の就業に当たっての措置</p> <p>(安全衛生教育)</p> <p>第五十九条 3項 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。</p>					

労働安全衛生規則	石綿障害予防規則
<p>第四章 安全衛生教育</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>三十七 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。)第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務</p> <p>第三十七条 事業者は、法第五十九条第三項の特別の教育(以下「特別教育」という。)の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。</p> <p>第三十八条 事業者は、「特別教育」を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない。</p>	<p>2項 事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。</p> <p>第十四条 1項 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるとときは、当該労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない。</p> <p>2項 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるとときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるとときは、この限りでない。</p> <p>3項 労働者は、事業者から前二項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p> <p>(立入禁止措置)</p> <p>第十五条 事業者は、石綿等を取り扱い(試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。)、又は試験研究のため製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>第三章 設備の性能等 (該当なし)</p> <p>第四章 管理 (石綿作業主任者の選任)</p> <p>第十九条 事業者は、令第六条第二十三号に掲げる作業について は、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。</p> <p>(石綿作業主任者の職務)</p> <p>第二十条 事業者は、石綿作業主任者に次の次項を行わせなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 三 保護具の使用状況を監視すること。 <p>(特別の教育)</p> <p>第二十七条 1項 事業者は、第四条第一項各号に掲げる作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 石綿の有害性 二 石綿等の使用状況 三 石綿等の粉じんの発散を抑制するための装置 四 保護具の使用方法 五 前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関する必要な事項 <p>2項 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令

労働安全衛生規則	石綿障害予防規則
	(洗浄設備) 第三十一条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。
	(容器等) 第三十二条 1項 事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。 2項 事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならない。 3項 事業者は、石綿等の保管については、一定の場所を定めておかなければならない。 4項 事業者は、石綿等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿等の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければならない。
	(使用された器具等の付着物の除去) 第三十二条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。
	(喫煙等の禁止) 第三十三条 1項 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。 2項 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。
	(掲示) 第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場には、次の次項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に表示しなければならない。 一 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場である旨 二 石綿等の人体に及ぼす作用 三 石綿等の取扱い上の注意事項 四 使用すべき保護具
	(作業の記録) 第三十五条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。 一 労働者の氏名 二 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間 三 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
	第五章 測定 (該当なし)

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令
<p>第七章 健康の保持増進のための措置 (健康診断)</p> <p>第六十六条 1項 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならぬ。</p> <p>2項 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。</p> <p>(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)</p> <p>第六十六条 四項 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の既定による健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならぬ。</p>	<p>(健康診断を行うべき有害な業務)</p> <p>第二十二条 1項 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う業務(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。)、石綿等を取り扱う業務又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務</p> <p>2項 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、又は取り扱う業務(第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十七号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十七号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。)とする。</p> <p>一の二 石綿</p>

労働安全衛生規則	石綿障害予防規則
第六章 健康の保持増進のための措置 第一節の二 健康診断 (定期健康診断) <p>第四十四条 1項 事業者は、常時使用する労働者(第四十五条第一項に規定する労働者を除く。)に対し、一年以内ごとに、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 既往歴及び業務歴の調査 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 三 身長、体重、視力及び聴力の検査 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査 五 血圧の測定 六 貧血検査 七 肝機能検査 八 血中脂質検査 九 血糖検査 十 尿検査 十一 心電図検査 	第六章 健康診断 (健康診断の実施) <p>第四十条 1項 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務(石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務に限る。)に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 業務の経歴の調査 二 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 胸部のエックス線直接撮影による検査 <p>2項 事業者は、令第二十二条第二項の業務(同項第一号の二に掲げるもの又は同項第二十三号に掲げる物(同項第一号の二に係るものに限る。)に係るものに限る。)に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>3項 事業者は、前二項の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業条件の調査 二 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるもの除外。)がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査 <p>(健康診断の結果の記録)</p> <p>第四十一条 事業者は、前条各項の健康診断(法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「石綿健康診断」という。)の結果に基づき、石綿健康診断個人票(様式第二号)を作成し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該業務に従事しないこととなった日から四十年間保存しなければならない。</p> <p>(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)</p> <p>第四十二条 石綿健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 石綿健康診断が行われた日(法第六十六条第五項ただし書の場合にあっては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から三月以内に行うこと。 二 聽取した医師の意見を石綿健康診断個人票に記載すること。 <p>(健康診断の結果の通知)</p> <p>第四十二条 事業者は、第四十条各項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。</p> <p>(健康診断結果報告)</p> <p>第四十三条 事業者は、第四十条各項の健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書(様式第三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。</p>

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令

労働安全衛生規則	石綿障害予防規則
<p>第七章 免許等 第三節 技能講習 (技能講習受講手続き等) 第八十条～第八十二条の二 *記載を省略。</p>	<p>第七章 保護具 (呼吸用保護具)</p> <p>第四十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場には、当該石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。</p> <p>(保護具の数等)</p> <p>第四十五条 事業者は、前条の呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。</p> <p>(保護具等の管理)</p> <p>第四十六条 1項 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六項に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。</p> <p>2項 事業者及び労働者は、前項の保護具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してもはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。</p> <p>第八章 製造許可等 (該当なし)</p> <p>第八章の二 石綿作業主任者技能講習</p> <p>第四十八条 1項 石綿作業主任者技能講習は、学科講習によって行う。</p> <p>2項 学科講習は、石綿に係る次の科目について行う。 一 健康障害及びその予防措置に関する知識 二 作業環境の改善方法に関する知識 三 保護具に関する知識 四 関係法令</p> <p>3項 安衛則第八十条から第八十二条の二まで及び前二項に定めるもののほか、石綿作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>第九章 報告</p> <p>第四十九条 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書(様式第六号)に次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。</p> <p>一 第三十五条の作業の記録 二 第三十六条第二項の測定の記録 三 第四十一条の石綿健康診断個人票</p>